税制上の優遇措置

個人様の場合

文部科学省から所得税の「税額控除対象法人」及び「特定公益増進法人」の認可を 受けておりますので、寄付者様にて「所得控除方式」または「税額控除方式」のいずれ かのメリットの大きい方をご選択いただくことが可能です。

本学園に対する 2,000 円を超えるご寄付は、確定申告をすることで税制上の優遇措置 (寄付金控除)をうけることができます。

さらにお住いの地域によっては住民税の控除対象となるため、併せて<u>最大で約50%の</u> **寄附金控除**を受けることができます。

【ご参考】

〈兵庫県神戸市にお住まいで税所得500万円の方が10万円寄付いただいた場合〉

所得税の控除

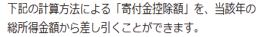
or

税額控除方式

下記の計算方法による「寄付金控除額」を、当該年の所得税額から差し引くことができます。(寄付金控除額は所得税額の25%を限度とする)

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において所得控除方式と比べ減税効果が 大きくなります。

所得控除方式



所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合は減税効果が大きくなります。



住民税の控除

個人住民税の寄付金税額控除(地方公共団体の条例により指定された場合に限る)

住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

【学校法人行吉学園が住民税の控除対象として条例指定を受けている県市:兵庫県、神戸市】

※注:市区町村は各自治体の条例により控除の有無、控除額が異なります。

※最大で約50%の寄附金控除を受けることができます

ご留意事項

- ①所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金税額控除の両方の適用を受ける場合は、 ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に対して所得税の確定申告を する必要があります。
- ②個人住民税の寄付金税額控除のみの適用を受けることもできます。詳細については、ご 寄付いただいた翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせくだ さい。
- ③申告に当たっては、学校法人行吉学園発行の「領収書」と「特定公益増進法人であることの証明書」(写)及び「税額控除に係る証明書」(写)を添えて行ってください。 (※ご寄付いただいた翌年の確定申告時に添付してお使いください。)
- ※寄付金控除を受けるには確定申告が必要となります。詳細は最寄りの税務署等にご相談ください。